

会津総合開発協議会規約

(目的及び組織)

第1条 この会は、会津地方の急速かつ計画的な開発を促進することを目的とし、会津全域の市町村長及び市町村議会議長をもって組織する。

(名称及び事務所)

第2条 この会は、会津総合開発協議会といい、事務所を会津若松地方広域市町村圏整備組合に置く。

(事業)

第3条 この会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 陳情に関する事。
- (2) 要望事項の調査研究に関する事。
- (3) 研修に関する事。
- (4) 広報・宣伝に関する事。
- (5) その他必要な事業。

(地域部会)

第4条 この会は、地域的専門事項を調査審議するため、次の部会を置く。ただし、必要に応じ別に部会を置くことができる。

- (1) 会津若松地方部会
- (2) 南会津地方部会
- (3) 喜多方地方部会

(役員及び選出)

第5条 この会に次の役員を置く。

会長	1名	総会において選任
副会長	4名	総会において選任
部会長	3名	部会員の互選
理事	若干名	総会において選任
監事	2名	総会において選任

なお、副会長については、部会長との兼任を妨げない。

(職務)

第6条 役員職務は、次のとおりとする。

会長	会務を総理し、会を代表する。
副会長	会長を補佐し、会長に事故あるときこれを代理する。
部会長	部会を掌理し、代表する。部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名したものが、その職務を代理する。
理事	総会提出の議案及び必要事項を協議し、事業を推進する。
監事	会計事務を監査する。

(任期)

第7条 役員任期は2年とし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第8条 この会に顧問及び参与を置く。顧問及び参与は、総会において推たいする。

(職員)

第9条 この会に職員を置き、会長が委嘱する。

2 職員は、事務局長及び次長1名、部会事務長各1名、主幹・幹事若干名を置く。

(会議)

第10条 会議は、総会・役員会及び部会とし、総会は定例会及び臨時会とする。定例会は年1回とし、臨時会は必要に応じ会長がこれを開く。

2 部会長は、必要に応じ市町村長会議を開くことができる。

(総会)

第11条 総会は、事業計画及び予算決算を決議する。

(議事)

第12条 総会・役員会及び部会の議長は、会長又は部会長がこれにあたる。

2 総会・役員会及び部会は、それぞれの会員・役員及び部会員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 総会・役員会及び部会の議事は、出席会員・役員及び部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第13条 役員会は、緊急を要する場合は、総会を代行することができる。

(専決)

第14条 当該事件が急施を要し、会長において総会を開く暇がないと認めるとき、会長は専決することができる。

2 会長は、前項の規定による処置については、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(経費)

第15条 この会の経費は、会員の負担金・寄付金・その他をもってあてる。

(会計年度)

第16条 この会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

この規約は昭和51年4月1日から施行する。

この規約は昭和53年5月18日から施行する。

この規約は平成2年5月28日から施行する。

この規約は平成18年5月17日から施行する。